## 広島県告示第七百八十七号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定によって、 次のとおり建設

平成二十五年十月二十一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年十月十日

被処分者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の 氏名

株式会社下井建設

三次市西酒屋町五八番地の三

代表取締役 下井 健太

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可(般―二一)第三二五六七号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、 しゅ んせつ

工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の当時の代表取締役は、 法人税法違反により、広島地方裁判所におい て、懲役

十月、 執行猶予三年の判決を受け、 平成二十四年十一月二十七日にその刑が確定した。

このことが、 建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。